【規程番号　行法Ⅶ－002】

行吉学園役員・教職員の子女の授業料等免除規程

（目　的）

第１条　「行吉学園奨学規程」の廃止に伴い、学校法人行吉学園の役員・教職員の子女（姉妹を含む。以下同じ。）が本学校法人の設置する学校へ入学した場合について、授業料等を免除することを目的としてこの規程を設ける。

（免除する授業料等）

第２条　免除する授業料等とは、保育料、授業料及び教育・施設充実費とし、その半額を免除する。

（免除対象者）

第３条　本学園の常勤役員及び在籍５年以上の専任教職員の同一家族の子女の在学生について、この規程を適用する。

２　授業料等の免除期間は、所定の修業年限に限る。

（免除手続）

第４条　授業料等の免除を受けようとする者は、授業料等免除願書を所属の大学長に提出しなければならない。

２　所属の大学長は、前項の願書を受理した場合は、速やかに授業料等の免除を決定のうえ、前項の願書を総務企画部に提出しなければならない。

（免除の中止）

第５条　授業料等免除の資格要件を失った者は、授業料等の免除を中止する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。ただし、平成 10 年３月 31 日現在在学中の学生にあっては、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

（様式１）

理事（事務統括管理者）	総務企画部長	財務企画部長	学　　長	所　属　長

年　　月　　日

○○○○○○　大　学
学　長　　様

教職員：住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（学生との続柄：＿＿＿＿＿）
学　生：＿＿＿学部＿＿＿学科＿＿＿年
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行吉学園授業料等免除願

行吉学園役員・教職員子女の授業料等免除規程により、授業料等の半額を免除する措置をお願いいたします。

（様式２）

年　　月　　日

○○○○○○　大　学
様

○○○○○○　大　学
学　長　　印

行吉学園授業料等免除について（通知）

さきに願のありました標記のことについて、行吉学園役員・教職員子女の授業料等免除規程により、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

年度
・保　育　料　（　　円）半額免除
・授　業　料　（　　円）半額免除
・教育・施設充実費（　　円）半額免除